

監事監査規則改正の件

第21回通常総代会にて承認された役員選任制度の導入に伴い監事選任議案への同意を追記します。また現行の監事会に沿う条文に見直し、監事の役割に関する事項を追記、以下、監事監査規則を改正案のとおりに改正します。

改正後	改正前	改正理由等
目次 第1章 総則(第1条—第11条) 第2章 監事会(第12条—第26条) 第3章 監査業務(第27条—第33条) 附則	目次 第1章 総則(第1条—第9条) 第2章 監事会(第10条—第24条) 第3章 監査業務(第25条—第30条) 第4章 その他(第31条) 附則	各条の修正
第1章 総則 (常勤監事) 第4条 監事の互選をもって常勤監事を定めることができる。 2 常勤監事は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び組合内の情報の収集に積極的に努め、かつ内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証する。 3 常勤監事は、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監事と共有するよう努めなければならない。	第1章 総則 (常勤監事) 第4条 監事の互選をもって常勤監事を定めることができる。 2 常勤監事は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び組合内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証する。 3 常勤監事は、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監事と共有するよう努めなければならない。	表現の統一
(有識者監事) 第5条 有識者監事は、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるために選任されていることを自覚し、監査に必要な情報の入手に心掛けるとともに、他の監事と協力して監査の環境の整備に努めなければならない。 2 有識者監事は、その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、代表理事及び理事会に対し忌憚のない質問をし又は意見を述べなければならない。		監事の役割に関する条文の追記
(組合員監事) 第6条 組合員監事は、国民の自発的な生		監事の役割に関する条

改正後	改正前	改正理由等
<p>活協同組合組織である組合の構成員としての立場及び出資者・利用者としての立場から、理事の職務執行を監査する。</p> <p>2 組合員監事は、組合員の声や情報の収集にも努め、監事会における他の監事との審議を通じて、公正で適正な監査意見の形成に努めなければならない。</p> <p>(監事会の設置)</p> <p><u>第7条</u> 監事は、監査に関する相互の情報の共有、意見の調整及び必要な事項を審議又は決定するために監事会をおく。ただし、監事会は、各監事の権限の行使を妨げることはできない。</p>		文の追記
<p>(監査方針及び監査計画等)</p> <p><u>第8条</u> 監査計画は、内部統制システムの構築・運用の状況にも留意して、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたてたうえで、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監事会において作成する。なお、この場合、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定する。</p> <p>2 監査計画の作成にあたっては、効率的な監査を実施するため、適宜、公認会計士等及び内部監査部門等との協議又は意見交換を行う。</p> <p>3 組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定める。</p>	<p>(監事会の設置)</p> <p><u>第5条</u> 監事は、監査に関する相互の情報の共有、意見の調整及び必要な事項を審議又は決定するために監事会を置く。ただし、監事会は、各監事の権限の行使を妨げることはできない。</p>	表現の統一
<p>【省略】</p>	<p>【省略】</p>	
<p>(監事監査の実効性を確保する体制)</p> <p><u>第9条</u> 監事は、監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に執行するための体制の確保に努めなければならない。</p> <p>2 前項の体制を確保するため、監事は、理事又は理事会に対して、監事の職務を補助すべき職員（以下、「監事スタッフ」という。）等、その他<u>以下</u>に掲げる事項に関する必要な協力を要請する。</p> <p>【省略】</p>	<p>(監事監査の実効性を確保する体制)</p> <p><u>第7条</u> 監事は、監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に執行するための体制の確保に努めなければならない。</p> <p>2 前項の体制を確保するため、監事は、理事又は理事会に対して、監事の職務を補助すべき職員（以下、「監事スタッフ」という。）等、その他次に掲げる事項に関する必要な協力を要請する<u>ものとする</u>。</p> <p>【省略】</p>	表現の統一
<p>(監事スタッフ)</p> <p><u>第10条</u> 監事は、組合規模、経営上のリスクその他組合固有の事情を考慮し、監事スタッフの体制の強化に努める。</p> <p>【省略】</p>	<p>(監事スタッフ)</p> <p><u>第8条</u> 監事は、組合規模、経営上のリスクその他組合固有の事情を考慮し、監事スタッフの体制の強化に努める。</p> <p>【省略】</p>	
<p>(監査費用)</p> <p><u>第11条</u> 監事は、その職務執行のために必要と認める費用について、組合に請求す</p>	<p>(監査費用)</p> <p><u>第9条</u> 監事は、その職務執行のために必要と認める費用について、組合に請求す</p>	

改正後	改正前	改正理由等
することができる。なお、組合は、その費用が監事の職務執行に必要でないことを証明した場合を除いて、これを拒むことができない。	することができる。なお、組合は、その費用が監事の職務執行に必要でないことを証明した場合を除いて、これを拒むことができない。	
【省略】	【省略】	
第2章 監事會 (監事會の構成) 第12条 監事會は、監事全員をもって構成する。	第2章 監事會 (監事會の構成) 第10条 監事會は、監事全員をもって構成する。	
(監事會の職務) 第13条 監事會は、以下に掲げる職務を行う。ただし、第2号の決定は、各監事の権限の行使を妨げることはできない。 (1) 監査報告の審議 (2) 監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監事の職務の執行に関する事項の決定	(監事會の職務) 第11条 監事會は、以下に掲げる職務を行う。ただし、第2号の決定は、各監事の権限の行使を妨げることはできない。 (1) 監査報告の審議 (2) 監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監事の職務の執行に関する事項の決定	
(議長) 第14条 監事會の議長は、監事の中から互選する。 2 議長は、第17条第1項に定める職務のほか、監事會の委嘱を受けた職務を遂行する。ただし、各監事の権限の行使を妨げることはできない。	(議長) 第12条 監事會の議長は、監事の中から互選する。 2 議長は、第15条第1項に定める職務のほか、監事會の委嘱を受けた職務を遂行する。ただし、各監事の権限の行使を妨げることはできない。	条数の修正
(特定監事) 第15条 監事會は、以下に掲げる職務を行う監事(以下、「特定監事」という。)を互選する。 (1) 各監事が受領すべき決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を特定理事から受領し、それらを他の監事に対し送付すること。 (2) 公認会計士等から会計監査報告の内容の通知を受け、それを他の監事に対し通知すること。 (3) 監事の監査報告の内容を特定理事及び公認会計士等に対し通知すること。 (4) 前各号の日程について合意すること。 2 特定監事は、監事會の議長とする。	(特定監事) 第13条 監事會は、以下に掲げる職務を行う監事(以下、「特定監事」という。)を互選する。 (1) 各監事が受領すべき決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を理事から受領し、それらを他の監事に対し送付すること。 (2) 公認会計士等から会計監査報告の内容の通知を受け、それを他の監事に対し通知すること。 (3) 監事の監査報告の内容を特定理事及び公認会計士等に対し通知すること。 (4) 前各号の日程について合意すること。 2 特定監事は、議長とする。	条文の見直し、他規則の照合(公認会計士基準照合) 表現の見直し
(開催) 第16条 監事會は、定期的に開催する。ただし、必要に応じて隨時に開催することができる。	(開催) 第14条 監事會は、定期的に開催する。ただし、必要に応じて隨時に開催することができる。	
(招集者) 第17条 監事會は、議長が招集し運営する。	(招集者) 第15条 監事會は、議長が招集し運営する。	

改正後	改正前	改正理由等
【省略】	【省略】	
(招集手続き) 第18条 監事会を招集するには、監事會の前週までに、各監事に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。	(招集手続き) 第16条 監事會を招集するには、監事會の日の1週間前までに、各監事に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。	実務に合わせて修正
【省略】	【省略】	
(監事會の付議事項) 第19条 監事會には、この規則において別に定める事項のほか、以下に掲げる事項を付議する。なお、付議された事項に關し、監事會は十分な資料に基づき審議し又は決定しなければならない。 (1) 各監事の権限の行使に関する事項であって、監事會の審議を要する事項	(監事會の付議事項) 第17条 監事會には、この規則において別に定める事項のほか、以下に掲げる事項を付議する。付議された事項に關し、監事會は十分な資料に基づき審議し又は決定しなければならない。 (1) 各監事の権限の行使に関する事項であって、監事會の審議を要するもの	表現の統一 表現の統一
【省略】	【省略】	
(監事會における審議事項) 第20条 前条第1項第1号に定める事項は、以下に掲げる事項とする。ただし、各監事の権限の行使を妨げることはできない。	(監事會における審議事項) 第18条 前条第1号に定める事項は、以下に掲げる事項とする。ただし、各監事の権限の行使を妨げることはできない。	表現の統一
【省略】	【省略】	
(監事會における決定事項) 第21条 第19条第1項第2号に定める事項は、以下に掲げる事項とする。 (1) 第8条に定める監査方針、監査計画及び監査業務の分担。ただし、各監事の権限の行使を妨げることはできない。 (2) 第9条第2項に定める監査の実効性の確保に係る理事又は理事会への協力の要請の内容 (3) 第11条第2項に定める監査費用の予算 (4) 総代会に提出する監事選任議案への同意 (5) 監事の選任を総代会の議案とすること又は監事の選任議案の総代会への提出の請求 (6) 監事による総代会の招集に関する事項の決定 (7) 総代会における公認会計士等の選任、解任又は不再任の同意	(監事會における決定事項) 第19条 第17条第2号に定める事項は、以下に掲げる事項とする。 (1) 第6条に定める監査方針、監査計画及び監査業務の分担（ただし、各監事の権限の行使を妨げることはできない。） (2) 第7条第2項に定める監査の実効性の確保に係る理事又は理事会への協力の要請の内容 (3) 第9条第2項に定める監査費用の予算 (4) 監事による総代会の招集に関する事項の決定 (5) 公認会計士等の再任の同意若しくは総代会における公認会計士等の選任、解任又は不再任の同意	条数の変更 表現の統一 役員選任制による監事選任議案の条文の追記 項目番の修正 他規則との照合（「選任、解任、不再任」に關し決定事項とし、「再

改正後	改正前	改正理由等
(8) 公認会計士等の選任議案の総代会への提出又は公認会計士等の選任、解任若しくは不再任を総代会の議題とすることの請求	(6) 公認会計士等の選任議案の総代会への提出又は公認会計士等の選任、解任若しくは不再任を総代会の議題とすることの請求	「任」は毎期検討事項)
(9) 監事全員の同意により公認会計士等を解任したことを総代会に報告する監事の選定	(7) 監事全員の同意により公認会計士等を解任したことを総代会に報告する監事の選定	
(10) 公認会計士等が欠けた場合において、遅滞なく後任者が選任されないときに行う、一時公認会計士等の職務を行うべき者(以下、「一時公認会計士等」という。)の選任	(8) 公認会計士等が欠けた場合において、遅滞なく後任者が選任されないときに行う、一時公認会計士等の職務を行うべき者(以下、「一時公認会計士等」という。)の選任	実務に合わせて修正
(11) 公認会計士等又は一時公認会計士等の報酬等への同意	(9) 公認会計士等又は一時公認会計士等の報酬等への同意	
(12) 常勤監事の互選及び解職	(10) 常勤監事の解職	
(13) 監査についての規則等の設定、変更又は廃止	(11) 監査についての規則等の設定、変更又は廃止	
(14) 監査に関する基準の設定、変更又は廃止	(12) 監査に関する基準の設定、変更又は廃止	
(監事会における協議事項) 第22条 第19条第1項第3号に定める事項は、以下に掲げる事項とする。	(監事会における協議事項) 第20条 第17条第3号に定める事項は、以下に掲げる事項とする。	条数の変更表現の統一
【省略】	【省略】	
(監事会に対する報告事項) 第23条 監事は、以下に掲げる事項を監事会に報告する。ただし、監事の全員に対して監事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監事会に報告することを要しない。 (1) 理事、公認会計士等、内部監査部門等の職員その他の者からの重要な報告 (2) 監事自らの職務の執行の状況、適時及び監事会の求めがあるとき。	(監事会に対する報告事項) 第21条 監事は、以下に掲げる事項を監事会に報告する。ただし、監事の全員に対して監事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監事会に報告することを要しない。 (1) 理事、公認会計士等、内部監査部門等の職員その他の者からの重要な報告 (2) 監事自らの職務の執行の状況	実務に合わせて修正
(報告に対する措置) 第24条 監事会は、以下に掲げる報告を受けた場合には、十分な審議のうえ、必要に応じ適切な対処方針を定める。	(報告に対する措置) 第22条 監事会は、以下に掲げる報告を受けた場合には、十分な審議のうえ、必要に応じ適切な対処方針を定める。	
【省略】	【省略】	
(議事録) 第25条 監事会は、以下に掲げる事項を内容とする議事録を作成し、出席した監事はこれに署名又は記名押印する。	(議事録) 第23条 監事会は、以下に掲げる事項を内容とする議事録を作成し、出席した監事はこれに署名又は記名押印する。	
【中略】	【中略】	
2 第23条ただし書きの規定により監事会への報告を要しないものとされた場	2 第21条ただし書きの規定により監事会への報告を要しないものとされた場	

改正後	改正前	改正理由等
<p>合には、以下の各号に掲げる事項を内容とする議事録を作成する。</p> <p>(1) 監事会への報告を要しないものとされた事項の内容</p> <p>(2) 監事会への報告を要しないものとされた日</p> <p>(3) 議事録の作成に係る職務を行った監事の氏名</p> <p>3 <u>監事會の議事録は、10年間主たる事務所に備えおく。</u></p> <p>(監事會事務局)</p> <p><u>第26条</u> 監事會の招集事務、議事録の作成、その他監事會運営に関する事務は監事スタッフがあたる。</p>	<p>合には、以下の各号に掲げる事項を内容とする議事録を作成する。</p> <p>(1) 監事会への報告を要しないものとされた事項の内容</p> <p>(2) 監事会への報告を要しないものとされた日</p> <p>(3) 議事録の作成に係る職務を行った監事の氏名</p> <p>3 前二項の議事録を10年間主たる事務所に備え置く。</p> <p>(監事會事務局)</p> <p><u>第24条</u> 監事會の招集事務、議事録の作成、その他監事會運営に関する事務は監事スタッフがあたる。</p>	表現の見直し
第3章 監査業務	第3章 監査業務	
(代表理事との定期的会合)	(代表理事との定期的会合)	
<p><u>第27条</u> 監事會は、代表理事と定期的に会合を持ち、組合が対処すべき課題、監事監査の環境整備の状況、監査の重要課題等について意見交換を行い、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表理事との相互認識を深めるよう努める。</p> <p>(監査の手続)</p> <p><u>第28条</u> 監事が監査を実施するときは、実施日時、目的、対象を明らかにして代表理事に通知する。ただし、監査の内容により、特に通知する必要を認めない場合はこの限りでない。</p>	<p><u>第25条</u> 監事會は、代表理事と定期的に会合を持ち、組合が対処すべき課題、監事監査の環境整備の状況、監査の重要課題等について意見交換を行い、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表理事との相互認識を深めるよう努める。</p> <p>(監査の手続)</p> <p><u>第26条</u> 監事が監査を実施するときは、実施日時、目的、対象を明らかにして代表理事に通知する。ただし、監査の内容により、特に通知する必要を認めない場合はこの限りでない。</p>	
【省略】	【省略】	
(子会社等の調査)	(子会社等の調査)	
<p><u>第29条</u> 監事は、理事及び職員等から、子会社等の管理の状況について報告又は説明を受け、関係書類を閲覧する。</p> <p>【中略】</p> <p><u>4 監事は、必要な場合にはパルシステム生活協同組合連合会(以下、「連合会」という。)に報告を求め、同意を得て調査することができる。</u></p>	<p><u>第27条</u> 監事は、理事及び職員等から、子会社等の管理の状況について報告又は説明を受け、関係書類を閲覧する。</p> <p>【中略】</p>	監事監査基準に照らし 条文の追記
(連合会の調査)	(連合会の調査)	
<p><u>第30条</u> 監事は、理事及び職員等から、連合会に委託した業務の遂行状況について報告又は説明を受け、関係書類を閲覧する。</p> <p>【省略】</p>	<p><u>第28条</u> 監事は、理事及び職員等から、連合会に委託した業務の遂行状況について報告又は説明を受け、関係書類を閲覧する。</p> <p>【省略】</p>	
(代表理事及び理事会への報告)	(代表理事及び理事会への報告)	
<u>第31条</u> 監事は、監査の実施状況とその	<u>第29条</u> 監事は、監査の実施状況とその	

改正後	改正前	改正理由等
結果について、定期的に代表理事及び理事会に報告する。 【省略】 (監査報告書の作成・通知) 第32条 監事は、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を監査して、監査結果を監事会に報告する。 【中略】 4 特定監事は、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書に係る監査報告の内容を特定理事及び公認会計士等に通知する。 5 前項において、特定監事は、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書に係る監査報告の内容を、決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から4週間を経過した日までに特定理事に通知できない場合には、特定理事との間で通知すべき日を伸長する合意をすることができる。	結果について、定期的に代表理事及び理事会に報告する。 【省略】 (監査報告の作成・通知) 第30条 監事は、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を監査して、監査結果を監事会に報告する。 【中略】 4 特定監事は、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書に係る監査報告の内容を特定理事に通知する。 5 前項において、特定監事は、監査報告の内容を、決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から4週間を経過した日までに特定理事に通知できない場合には、特定理事との間で通知すべき日を伸長する合意をすることができる。	表現の統一 実務に合わせ修正 監事監査基準に合わせ修正
(監事監査基準) 第33条 監査を実施するための基準は、法令又は定款若しくはこの規則に定める事項のほか、監事の過半数の同意により定める監事監査基準による。		監事監査基準に関する条文の追記
【削除】	第4章 その他	削除
【削除】	(改廃) 第31条 この規則の改廃は、監事の過半数の同意により行い、総代会の承認を得る。	(改廃) 内容の重複により削除
【中略】 附則 (施行日) 1 この規則は、2021年6月15日から施行する。		附則の追記

*特定理事とは、生協法施行規則第133条第4項に規定、監査報告の通知を受けるものとして定められた理事、特に定められていない場合は、決算関係書類等の作成に関する業務を行った理事をいう。

行政機関への届出の際、訂正を求められた場合議決の本旨を変えない字句の訂正等は監事会に一任願います。